

(次期)北九州市障害者支援計画 基本目標 事業(案)

基本目標 1 : 生涯を通じた支援体制の整備

施策の方向性 : 1 相談システムの構築

※【新規】【拡充】については現在検討中

【1 - a】 基幹相談支援センターを中心とした相談体制の確立

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
本掲	【新規】新たな障害者相談支援体制の構築	<p>現状の障害者相談支援体制の課題を踏まえ、障害のある人の利便性に配慮した相談支援体制の再構築を行います。</p> <p>1. 現状の課題 (1) 相談窓口は多いが、どこに相談したらいいのかわかりにくい。 (2) 各相談窓口の連携が不十分で、市民はいくつもの窓口で相談しないといけない。</p> <p>2. 今後の方向性 (1) (仮称)障害者総合相談支援センターの設置 北九州市障害者地域生活支援センターを機能強化し、(仮称)障害者総合相談支援センターとして再整備 (2) (仮称)障害者総合相談支援センターの機能 ア 出前相談と相談窓口機能の有機的連携 イ 安心して地域で生活できる支援 ウ 乳幼児から大人まで一貫した支援 エ その他 ・ 職員の資質向上を図るため研修を実施 ・ コミュニケーション支援が必要な障害のある人等へ対応する相談員を配置</p>	保健福祉局 障害福祉課
本掲	高齢者・障害者相談コーナー充実事業	<p>窓口職員のレベルアップを図るため、高齢者・障害者相談コーナー職員の研修の充実を図るほか、福岡県主催の相談支援従事者研修に職員を派遣します。</p>	保健福祉局 障害福祉課
	出張所における保健福祉相談事業	<p>市民サービスの向上を図るため、曾根、折尾、八幡南出張所の保健福祉相談窓口において、高齢者福祉、福祉医療、障害者福祉等に関する相談対応や、申請書の受付を行います。</p>	市民文化スポーツ局 区政課
	障害者福祉に係る専門的・技術的指導	<p>障害者への福祉サービス向上のため、区窓口担当者へ専門的な研修を行います。</p> <p>○研修 4回(身障手帳・補装具・更生医療・療育手帳) 戸別訪問支援 7回</p>	保健福祉局 障害福祉センター

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
本掲	【新規】市内相談支援事業所職員に対するケアマネジメント研修	平成24年4月より施行される障害者自立支援法等の一部改正では、障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、相談支援事業者によるきめ細やかなケアマネジメントが必要とされています。 本市においても、市内相談支援事業所(12事業所)職員の資質の向上を図るため、ケアマネジメント研修を実施します。	保健福祉局 障害福祉課
本掲	精神保健福祉に関する教育研修	精神障害者支援の質の向上を図るとともに、地域における支援のネットワークの構築を図るため、社会復帰施設をはじめ、小規模共同作業所、病院など地域における支援者及び精神保健福祉業務に関わる行政職員を対象に、精神障害についての知識や対応方法などの研修を行います。	保健福祉局 精神保健福祉センター
本掲	【新規】発達障害児者支援機関ネットワークの構築	発達障害のある人に対し、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援を行うため、それぞれのライフステージごとに異なった部署で行われている施策全体の調整を行う「(仮称)発達障害児者支援機関連絡調整会議」を定期的で開催し、情報の共有化や関係機関の連携強化を図ります。	保健福祉局 障害福祉課
本掲	【拡充】ピアカウンセリング事業	同じ障害や問題を抱える障害のある人が、仲間の立場から日常的に相談を受けることにより、精神的なサポート等を行います。 現在、身体障害、聴覚障害、精神障害、薬物依存の4団体に委託しています。	保健福祉局 障害福祉課
	身体・知的障害者相談員の設置	障害のある人の地域活動を推進するため、身体・知的障害者の相談対応や必要な指導・援助の担い手となる身体・知的障害者相談員を設置します。	保健福祉局 障害福祉課
本掲	北九州市障害者自立支援協議会の設置	地域の関係機関によるネットワークの構築や解決が困難な事例への対応のあり方等に関して、行政と民間が協議や連携を進めるための場を設置します。 今後も、地域の関係機関がネットワークを構築する場として、また、多種多様にわたる障害者の困難事例を解決に導く場として必要に応じて体制の再編、メンバーの追加、研究会の実施などを継続的に実施します。	保健福祉局 障害福祉課

【1 - b】 サービス利用計画の適切な実施

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
再掲	【新規】新たな障害者相談支援体制の構築	<p>現状の障害者相談支援体制の課題を踏まえ、障害のある人の利便性に配慮した相談支援体制の再構築を行います。</p> <p>1. 現状の課題 (1) 相談窓口は多いが、どこに相談したらいいのかわかりにくい。 (2) 各相談窓口の連携が不十分で、市民はいくつもの窓口で相談しないといけない。</p> <p>2. 今後の方向性 (1) (仮称)障害者総合相談支援センターの設置 北九州市障害者地域生活支援センターを機能強化し、(仮称)障害者総合相談支援センターとして再整備 (2) (仮称)障害者総合相談支援センターの機能 ア 出前相談と相談窓口機能の有機的連携 イ 安心して地域で生活できる支援 ウ 乳幼児から大人まで一貫した支援 エ その他 ・ 職員の資質向上を図るため研修を実施 ・ コミュニケーション支援が必要な障害のある人等へ対応する相談員を配置</p>	保健福祉局 障害福祉課
再掲	高齢者・障害者相談コーナー充実事業	<p>窓口職員のレベルアップを図るため、高齢者・障害者相談コーナー職員の研修の充実を図るほか、福岡県主催の相談支援従事者研修に職員を派遣します。</p>	保健福祉局 障害福祉課
再掲	【新規】市内相談支援事業所職員に対するケアマネジメント研修	<p>平成24年4月より施行される障害者自立支援法等の一部改正では、障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、相談支援事業者によるきめ細やかなケアマネジメントが必要とされています。</p> <p>本市においても、市内相談支援事業所(12事業所)職員の資質の向上を図るため、ケアマネジメント研修を実施します。</p>	保健福祉局 障害福祉課

施策の方向性：2 早期発見・療育体制の整備

【2-a】 医療機関、障害児施設、保育所等の連携による支援

本掲再掲	事業名	事業内容	所管課
	自立支援医療(育成医療) (母子公費負担医療費助成および医療給付)	身体障害者福祉法に規定されている身体障害(肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害など)を有する児童、若しくは現在の状態を放置しておくことで将来に障害をきたす児童で、確実な治療効果が期待される場合に、指定の医療機関で必要な医療の給付(医療用の装具の交付・修理を含む)を行います。	子ども家庭局 子育て支援課
	障害児福祉手当	日常生活において、常時特別な介護を要する20歳未満の在宅の重度障害児に対し、その障害によって生ずる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給します。	保健福祉局 障害福祉課
	在宅心身障害児(者)家庭訪問指導事業	在宅の心身障害児・者及びその保護者を対象に、定期的な家庭訪問による個人指導やグループ指導などの生活指導、療育訓練等を行います。	保健福祉局 障害福祉課
	おもちゃライブラリーの運営	おもちゃを通じて、身体的・精神的発達を促すため、市内4ヶ所のおもちゃライブラリーにおいて、おもちゃの貸出、研究及び相談を行います。	保健福祉局 障害福祉課
	障害児施設給付費	児童福祉法に基づき、障害児を児童福祉施設へ入所又は通所させる場合に、その児童の処遇について、児童福祉施設最低基準を維持するために要する費用を施設に対して支給します。 ※平成24年4月の法改正により、施設の体系などが大幅に変更される予定であり、本事業についても影響がある見込み。	保健福祉局 障害福祉課
	障害児施設の運営	市立の障害児施設等の運営について、専門性を有する社会福祉法人等の民間活力を導入し、施設の適正な運営や児童の処遇の向上を図ります。 指定管理期間 (1)小池学園 平成24年度～平成28年度 (2)総合療育センター及びひまわり学園(4箇所) 平成23年度～平成27年度(5年間)	保健福祉局 障害福祉課
	民間障害児施設運営補助	民間障害児施設の円滑な運営を図るため、施設管理費等の運営を補助します。	保健福祉局 障害福祉課

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
本掲	乳幼児発達相談指導事業 (わいわい子育て相談)	発達障害を早期に発見し、乳幼児の健全な発達を支援するため、心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士・保健師等がチームで相談に応じ、保護者の育児不安に対応します。 また、専門職による継続支援が必要な親子を対象に、遊びを通して支援する「親子遊び教室」を実施します。	子ども家庭局 子育て支援課
	新生児聴覚検査事業	聴覚の障害を早期に発見し療育を開始することで、コミュニケーション形成や言語発達に効果が得られるため、新生児に対し行う聴覚検査費用の一部を助成します。 また、検査で聴覚障害が発見された場合には、早期療育に取り組むための支援を行います。	子ども家庭局 子育て支援課
本掲	【拡充】 発達障害者総合支援事業	発達障害者支援センター「つばさ」が中心となり、街頭啓発や研修・セミナーの実施、パンフレット及びリーフレットの配布やライフステージごとの各種相談、困難事例の対応策を検討する「処遇検討会」や発達障害の今後のあり方などを検討する「支援体制整備検討委員会」の開催、高等教育機関の学生受入態勢構築の検討などを行います。 また、「発達障害シンポジウム」の開催や、全てのライフステージにおける一貫した支援を目的に、発達障害のある人の成長の記録や日常生活の状況を記録できる「発達障害者のためのサポートファイル」の周知・活用などを行います。	保健福祉局 障害福祉課
本掲	日中一時支援事業 (放課後対策)	障害のある小中高生が、特別支援学校の放課後に活動する場を確保するとともに、障害のある子どもを持つ保護者の就労支援と介護負担の軽減を図ります。 平成24年4月から実施される放課後等ディサービスへ移行する事業所の動向を踏まえ、当該事業の見直しを行います。	保健福祉局 障害福祉課
本掲	日中一時支援事業 (日帰りショートステイ事業)	障害者支援施設等において、障害者(児)の日中における活動の場を確保し、障害者(児)の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の介護負担の軽減を図ります。	保健福祉局 障害福祉課
	障害児保育事業	通常保育での受け入れに加え、延長保育、一時保育を含めて統合保育の可能な障害のある子どもの受け入れを行います。 また、障害のある子どもの福祉の向上と、保護のある人の就労を支援するため、関係機関の協力のもと、統合保育の可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で受け入れます。	子ども家庭局 保育課
	障害児等療育支援事業	在宅障害児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう、障害児施設の療育機能の充実を図るとともに、障害児(者)の福祉の向上を図ります。	保健福祉局 障害福祉課

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
	【新規】総合療育センター再整備検討事業	平成22年10月、北九州市総合的な療育のあり方検討会から「総合療育センターの機能充実のため、必要な医師等人員の確保や病棟・外来等の施設の整備等について、検討する」との報告がなされたことを受け、総合療育センターの再整備の検討を行います。	保健福祉局 障害福祉課
	総合療育センター医療機器整備	障害児療育の拠点である総合療育センターの機能充実を図るため、医療機器の更新や整備を行います。	保健福祉局 障害福祉課
再掲	【新規】新たな障害者相談支援体制の構築	<p>現状の障害者相談支援体制の課題を踏まえ、障害のある人の利便性に配慮した相談支援体制の再構築を行います。</p> <p>1. 現状の課題 (1) 相談窓口は多いが、どこに相談したらいいのか分かりにくい。 (2) 各相談窓口の連携が不十分で、市民はいくつもの窓口で相談しないといけない。</p> <p>2. 今後の方向性 (1) (仮称)障害者総合相談支援センターの設置 北九州市障害者地域生活支援センターを機能強化し、(仮称)障害者総合相談支援センターとして再整備 (2) (仮称)障害者総合相談支援センターの機能 ア 出前相談と相談窓口機能の有機的連携 イ 安心して地域で生活できる支援 ウ 乳幼児から大人まで一貫した支援 エ その他 ・ 職員の資質向上を図るため研修を実施 ・ コミュニケーション支援が必要な障害のある人等へ対応する相談員を配置</p>	保健福祉局 障害福祉課

【2 - b】 福祉・教育の連携による一貫した支援体制の整備

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
本掲	保育所・幼稚園等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化	保育所・幼稚園等と小学校・特別支援学校が、特別な支援が必要な児童についてのケース会議を持ち、就学に向けた入学児童の一人ひとりの引き継ぎ資料等を作成するなど、入学時の連絡体制・情報共有機能を強化します。	教育委員会 特別支援教育課 企画課 子ども家庭局 保育課 保健福祉局 障害福祉課
	幼児教育の振興・子育て支援機能の充実	<p>幼児教育の振興と子育て支援機能の強化を図るため、私立幼稚園に対して助成を行います。</p> <p>○幼児教育の振興 幼稚園施設の設備や備品、教材などの購入、特別な支援を要する幼児教育に対する補助など幼児教育環境を整備するとともに、教諭の指導力、資質の向上を図るため、公私幼稚園合同研修(新採研修等)の実施や研修参加等への補助を行います。</p> <p>○地域における子育て支援機能の強化 未就園児の親子登園や育児サークル支援、園庭・園舎開放、預かり保育事業などの実施を支援するとともに、保育所・幼稚園合同研修(統合保育研修、カウンセリング研修など)を行い、子育て相談機能を高めます。</p>	教育委員会 企画課
本掲	特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備	<p>学校・園、特別支援教育相談センターでは、それぞれの機能を活かし、全市的な相談支援体制をつくります。</p> <p>○幼稚園、小・中学校等は、校内支援体制(特別支援教育コーディネーターの指名、校内委員会の設置)を整備し、障害のある幼児児童生徒に適切な指導や必要な支援を行います。</p> <p>○特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンターとして、関係機関と連携し、保育所・幼稚園、小・中学校等への支援を行います。</p> <p>○特別支援教育相談センターは、市内の相談支援機能や関係機関との連携を統括し、より専門的な支援を行います。</p> <p>○特別支援学校・北九州中央高等学園のセンター的機能における高等学校等への相談支援を行います。</p>	教育委員会 特別支援教育課

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
本掲	特別支援教育相談センターにおける相談事業	<p>特別な支援の必要な幼児児童生徒や、その保護者、学校等への専門的な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○巡回相談 <ul style="list-style-type: none"> ・学校等を訪問し、個別の教育支援計画の作成等について教職員に助言 ・必要に応じて医療関係者等の専門家チームと連携 ○就学相談 <ul style="list-style-type: none"> ・障害の状態等を総合的に理解し、就学について保護者と相談 ○教育相談 <ul style="list-style-type: none"> ・障害の理解や学校生活等での支援について保護者や教職員と相談 	教育委員会 特別支援教育課
本掲	特別支援学校のセンター的機能の整備	<p>拠点となる特別支援学校に、(仮称)特別支援相談室を置き、他の特別支援学校や関係機関と連携しながら、地域の小・中学校等への助言援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育所・幼稚園、小・中学校等への支援 ○公開講座の開催 ○教育相談 ○関係機関との連携 	教育委員会 特別支援教育課
	特別支援教育を行う場の整備	<p>特別支援教育を行う場の整備を、障害種別に行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学級の設置 ○通級指導教室の設置 ○特別支援学校の整備 ○特別支援学校児童生徒の通学を支援するためスクールバスの運行 	教育委員会 特別支援教育課 企画課 ほか
再掲	【拡充】 発達障害者総合支援事業	<p>発達障害者支援センター「つばさ」が中心となり、街頭啓発や研修・セミナーの実施、パンフレット及びリーフレットの配布やライフステージごとの各種相談、困難事例の対応策を検討する「処遇検討会」や発達障害の今後のあり方などを検討する「支援体制整備検討委員会」の開催、高等教育機関の学生受入態勢構築の検討などを行います。</p> <p>また、「発達障害シンポジウム」の開催や、全てのライフステージにおける一貫した支援を目的に、発達障害のある人の成長の記録や日常生活の状況を記録できる「発達障害者のためのサポートファイル」の周知・活用などを行います。</p>	保健福祉局 障害福祉課

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
再掲	【新規】 発達障害児者支援 機関ネットワークの 構築	発達障害のある人に対し、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援を行うため、それぞれのライフステージごとに異なった部署で行われている施策全体の調整を行う「(仮称)発達障害児者支援機関連絡調整会議」を定期的開催し、情報の共有化や関係機関の連携強化を図ります。	保健福祉局 障害福祉課
	障害児の長期休暇 対策事業	夏休み期間中に特別支援学校において、自主的な活動をしている団体(PTA・実行委員会等)の活動に対し、ボランティアを派遣し、障害児の見守りや活動プログラムの支援を行います。	保健福祉局 障害福祉課
再掲	日中一時支援事業 (放課後対策)	障害のある小中高生が、特別支援学校の放課後に活動する場を確保するとともに、障害児を持つ保護者の就労支援と介護負担の軽減を図ります。 平成24年4月から実施される放課後等ディサービスへ移行する事業所の動向を踏まえ、当該事業の見直しを行います。	保健福祉局 障害福祉課
再掲	日中一時支援事業 (日帰りショートステイ事業)	障害者支援施設等において、障害者(児)の日中における活動の場を確保し、障害者(児)の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の介護負担の軽減を図ります。	保健福祉局 障害福祉課
再掲	放課後児童クラブの 運営の充実	希望するすべての子どもを受け入れる全児童化に併せ、市民ニーズに応えられるよう放課後児童クラブの運営体制の充実を図ります。 全児童化により受け入れが増加する障害のある子どもへの対応が適切に行えるよう研修を充実するとともに、専門的見地から助言・指導を行う巡回カウンセラー(臨床心理士)をクラブに派遣します。	子ども家庭局 子育て支援課

施策の方向性：3 充実した福祉サービスの提供

【3-a】 障害福祉サービスの提供等

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
	生活介護	<p>昼間、施設において入浴、排泄及び食事等の介護を行うほか、創作的活動・生産活動の機会の提供、機能訓練、生活訓練を実施します。</p> <p>※平成25年8月施行予定の「障害者総合福祉法(仮称)」への対応が必要</p>	保健福祉局 障害福祉課
	重度障害者訪問給食サービス事業	<p>ひとり暮らしの重度障害のある人(身体・知的・精神)に対し、栄養バランスのとれた食事を届けることによって、自立を支援するとともに安否確認を行い、異常時の対応を適切かつ速やかに行います。</p>	保健福祉局 障害福祉課
	訪問入浴サービス事業	<p>自宅や施設などで入浴することが困難な常時介護を要する重度障害のある人に対し、看護師やヘルパーが乗車した入浴車が巡回し、入浴サービスを行います。</p>	保健福祉局 障害福祉課
	心身障害者扶養共済制度	<p>障害のある人を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害となった時に、障害のある人に対して毎月2万円(2口加入者は4万円)の年金を給付し、保護者の不安の軽減や障害者の福祉の向上を図ります。</p>	保健福祉局 障害福祉課
	重度心身障害者介護見舞金	<p>経済的負担の軽減と精神的援助を図るため、市内に3か月以上住所を有する重度障害のある人を常時介護している同居人、もしくは常時介護をする人がいない障害のある本人に対し、介護見舞金を支給します。</p>	保健福祉局 障害福祉課

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
	経過的福祉手当	特別障害者手当及び障害基礎年金が創設された際に、従来の福祉手当を受給していた20歳以上の重度障害のある人で、特別障害者手当及び障害基礎年金を受給できなかった人に対し、経過措置として手当を支給します。	保健福祉局 障害福祉課
	特別障害者手当	日常生活において、常時特別な介護を要する20歳以上の在宅の重度障害のある人に対し、その障害によって生じる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給します。	保健福祉局 障害福祉課
	外国人重度障害者等給付金	国民年金法の改正により、国籍要件が撤廃された後も、制度的に障害基礎年金や老齢基礎年金が支給されない外国人の重度障害のある人や高齢者に対し、国の公的年金制度において解決が図られるまでの間の特別措置として、給付金を支給します。	保健福祉局 障害福祉課
本掲	自立支援医療(更生医療、精神通院医療)	身体障害のある人の身体上の障害を軽減、除去し、日常生活能力等の向上を図るため、指定する医療機関において受けた必要な手術や治療などの医療費等を助成します(更生医療) また、精神障害のある人に対して、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状の者に対して、指定する医療機関において受診した医療費等を助成する(精神通院医療)	保健福祉局 障害福祉課
	補装具給付事業	身体障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具(補装具)の交付及び修理を行います。	保健福祉局 障害福祉課
本掲	日常生活用具給付等事業	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の障害のある人に対し、日常生活の便宜を図るため、介護・訓練支援用具や自立生活支援用具などを給付又は貸与します。	保健福祉局 障害福祉課

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
	徘徊高齢者等SOS ネットワークシステム	認知症高齢者等が徘徊行動により所在不明となった場合に、警察や郵便局、区役所、タクシー会社等が連携したネットワークにより、早期発見、早期保護を図ります。	保健福祉局 高齢者支援課
	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います(身体障害者) ※平成25年8月施行予定の「障害者総合福祉法(仮称)」への対応が必要	保健福祉局 障害福祉課
	自立訓練(生活訓練)	自立した社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います(知的障害者・精神障害者) ※平成25年8月施行予定の「障害者総合福祉法(仮称)」への対応が必要	保健福祉局 障害福祉課
	就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 ※平成25年8月施行予定の「障害者総合福祉法(仮称)」への対応が必要	保健福祉局 障害福祉課
本掲	就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います(A型＝雇用型) ※平成25年8月施行予定の「障害者総合福祉法(仮称)」への対応が必要	保健福祉局 障害福祉課
本掲	就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います(B型＝非雇用型) ※平成25年8月施行予定の「障害者総合福祉法(仮称)」への対応が必要	保健福祉局 障害福祉課

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
	市立障害者施設の運営	市立の障害者施設の運営について、専門性を有する社会福祉法人等の民間活力を導入し、施設の適正な運営やサービスの向上を図ります。	保健福祉局 障害福祉課
本掲	障害福祉施設整備	障害のある人の住まいの場や日中活動の場を確保するとともに、その機能の充実を図るため、障害福祉施設の建設や修繕・改修及び備品購入などを行います。	保健福祉局 障害福祉課
本掲	【拡充】障害者(児)ホームヘルプサービスキルアップ研修事業	障害のある人に在宅介護サービスを提供するホームヘルパー(有資格者)を対象に、各種障害特性に応じた講義や実技・演習などの研修を実施し、適切な支援の確保とサービスの質の向上を図ります。	保健福祉局 障害福祉課
	社会福祉施設従事者研修事業	保育所、老人福祉施設、障害者福祉施設等の社会福祉施設において、利用者のニーズにあった質の高いサービス提供が行われるよう、施設職員の経験に応じた階層別研修や、課題別・職種別にカリキュラムを設定した専門研修を実施し、従事職員の質の向上を図ります。	保健福祉局 総務課
再掲	【新規】市内相談支援事業所職員に対するケアマネジメント研修	平成24年4月より施行される障害者自立支援法等の一部改正では、障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、相談支援事業者によるきめ細やかなケアマネジメントが必要とされています。 本市においても、市内相談支援事業所(12事業所)職員の資質の向上を図るため、ケアマネジメント研修を実施します。	保健福祉局 障害福祉課
再掲	日中一時支援事業(放課後対策)	障害のある小中高生が、特別支援学校の放課後に活動する場を確保するとともに、障害のある子どもを持つ保護者の就労支援と介護負担の軽減を図ります。 平成24年4月から実施される放課後等ディサービスへ移行する事業所の動向を踏まえ、当該事業の見直しを行います。	保健福祉局 障害福祉課

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
再掲	日中一時支援事業 (日帰りショートステイ事業)	障害者支援施設等において、障害者(児)の日中における活動の場を確保し、障害者(児)の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の介護負担の軽減を図ります。	保健福祉局 障害福祉課
	ホームヘルプサービス事業	日常生活を営むのに支障のある障害者(児)に対し、家庭にホームヘルパーを派遣し、身体介護や家事援助、外出支援等、日常生活上の必要なサービスを提供します。 ※平成25年8月施行予定の「障害者総合福祉法(仮称)」への対応が必要	保健福祉局 障害福祉課
	短期入所事業	介護者の病気等により、一時的に介護等が受けられなくなった在宅の障害者(児)を預かり、短期間介護等を行います。 ※平成25年8月施行予定の「障害者総合福祉法(仮称)」への対応が必要	保健福祉局 障害福祉課

【3 - b】 施設から在宅への仕組みづくり

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
	障害のあるホームレスの自立支援	<p>市内のホームレスの人数は減っていますが、自立支援センターの利用者の中では、知的障害や精神障害のある人の割合は増えています。</p> <p>こうした人たちへの障害者施策の支援を図るため、ホームレス自立支援センターと区役所・精神保健福祉センター、障害福祉センターや障害者地域生活支援センター、北九州障害者しごとサポートセンターなどの関係する専門相談機関との連携を図り自立支援を行う。</p>	保健福祉局 保護課
本掲	【新規】地域相談支援事業	<p>障害のある人が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進します。</p>	保健福祉局 障害福祉課
本掲	施設入所者の地域生活への移行	<p>地域移行体験事業(宿泊体験を実施する障害のある人を対象に補助金を交付する)や、グループホーム・ケアホーム開設時の備品購入費等の助成事業の継続実施に加え、他事業との連携により、施設入所者の地域生活への移行を促進します。</p>	保健福祉局 障害福祉課
	いのちをつなぐネットワーク事業	<p>市民が家族や地域から孤立し、様々な制度やサービスを受けられないまま死に至ることがないように、地域における既存のネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、網の目を細かくしていくことで、年齢や障害の有無、公的サービス・制度の必要性を問わず、全ての市民を対象とした、よりきめ細かな地域での見守り・支援のネットワークを構築します。</p>	保健福祉局 いのちをつなぐネットワーク 推進課

【3-c】 地域の住まいの整備

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
	療養介護	<p>医療と常時介護を要する人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。</p> <p>※平成25年8月施行予定の「障害者総合福祉法(仮称)」への対応が必要</p>	保健福祉局 障害福祉課
	施設入所支援	<p>施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p> <p>※平成25年8月施行予定の「障害者総合福祉法(仮称)」への対応が必要</p>	保健福祉局 障害福祉課
	市営住宅定期募集における住宅困窮者募集制度	<p>住宅困窮度の高い高齢者・障害のある人の生活基盤の安定を図るため、入居者募集の際、一般募集とは別枠を設け、住宅困窮度の高い障害のある人等を対象に、優先入居を実施する。</p>	建築都市局 住宅管理課
	民間住宅への「すこやか住宅」の普及促進及び「すこやか住宅」の改造助成	<p>「すこやか住宅」の普及を促進するため、保健福祉局、建築都市局、NPO法人北九州市すこやか住宅推進協議会などが連携し、高齢者・障害者相談コーナーを拠点とした相談体制の充実や市民向けセミナーの開催、情報誌の発行などに取り組めます。</p> <p>さらに、障害のある人等の自立支援や家族等介護者の負担を軽減するため、重度障害のある人等がいる世帯に対し、住宅を障害のある人等の住居に適するよう改良するための経費の一部を助成します。</p>	建築都市局 住宅計画課 保健福祉局 障害福祉課
	高齢者等住宅改良資金(障害者用)利子補給事業	<p>重度障害のある人の住環境を改善するため、住居の増改築等を行うのに必要な経費の借入に伴う利子の一部を助成する。</p>	保健福祉局 障害福祉課
	粗大ごみ持ち出しサービス事業	<p>高齢者、妊産婦、身体・知的・精神障害のある人、傷病者、年少者等のみで構成された世帯を対象に、収集作業員が屋内等から粗大ごみの持ち出しを行います。手数料は、品目別に定めたごみ処理手数料のほかに持ち出す品物一つにつき500円を加算します。</p>	環境局 業務課

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
	居住サポート事業	家賃などの支払い能力があり、支援があれば地域での単身生活が可能な障害のある人で、保障人がいない等の理由により一般賃貸住宅(市営住宅を含む)を借りることが困難な人に対し、住宅に関わるさまざまな相談に応じるほか、入居契約の支援を行ったり、市が協定を結んだ民間の家賃保障事業会社による連帯保証人がいない場合の保障を行ったりする。	保健福祉局 障害福祉課
再掲	【新規】地域相談支援事業	障害のある人が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進します。	保健福祉局 障害福祉課
再掲	施設入所者の地域生活への移行	地域移行体験事業(宿泊体験を実施する障害のある人を対象に補助金を交付する)や、グループホーム・ケアホーム開設時の備品購入費等の助成事業の継続実施に加え、他事業との連携により、施設入所者の地域生活への移行を促進する。	保健福祉局 障害福祉課
本掲	市政だより・市政テレビ・ホームページを利用した市政情報の発信	市政情報の発信において、障害のある人への配慮を行います。 ○市政だより(点字版・音声版) ○市政テレビ(手話解説・字幕) ○ホームページ(閲覧支援ソフト(音声読み上げ・文字サイズ変更等))	広報室 広報課
再掲	障害福祉施設整備	障害のある人の住まいの場や日中活動の場を確保するとともに、その機能の充実を図るため、障害福祉施設の建設や修繕・改修及び備品購入などを行います。	保健福祉局 障害福祉課
	グループホーム・ケアホーム	地域の中にある民間住宅等において共同生活を営む障害のある人に対し、グループホームにおいては、世話人が日常生活の援助を行い、ケアホームにおいては、世話人や生活支援員が入浴や食事等の介護及び生活・就労等に関する助言、就労先その他関係機関との連絡、その他必要な日常生活上の援助を行います。	保健福祉局 障害福祉課
	福祉ホーム事業	現に住居を求めている障害のある人に対し、低額な料金の、居宅その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の提供を行い、障害のある人の地域生活をサポートします。	保健福祉局 障害福祉課
	市立障害福祉施設の民間移譲	指定管理制度で運営している市立障害福祉施設について、民間事業者の意欲、ノウハウ、資金力等を積極的に活用することで、利用者に対して、よりきめの細かいサービスの提供を行うことを目指した民間移譲を行います。	保健福祉局 障害福祉課

【3 - d】 専門的な保健、医療による支援

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
	重度障害者医療費支給制度	身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級の人の保険診療による医療費の自己負担額を助成します。	保健福祉局 障害福祉課
	介護実習・普及センターの運営	介護実習・普及センターにおいて、福祉用具及び住宅改良の展示、相談、情報収集・提供や福祉用具等に関するイベント等の開催、また、市民に対する介護実習や研修を実施します。	保健福祉局 障害福祉センター
	身体障害者福祉法第15条指定医師研修会	研修会を行うことにより、医師に対して障害者福祉行政の理解を得るとともに、身体障害のある人が接する機会が多い医療機関(主治医)を通じて、障害者福祉サービスの周知を図ります。	保健福祉局 障害福祉センター
	中途視覚障害者緊急生活訓練事業	中途視覚障害者の自立や社会参加の促進を図るため、中途視覚障害者に対して、将来の生活の方途を見出すために必要な助言及び自立生活に必要な歩行訓練、日常生活動作訓練、コミュニケーション訓練等を行います。また、中途視覚障害者に関わる支援者層の育成を図ります。	保健福祉局 障害福祉センター
	視聴覚障害者生活教室開催事業	視聴覚障害のある人の福祉の向上を図るため、日常生活上必要な訓練・指導を行うとともに、社会生活上必要な知識を学ぶ機会や意見・情報等を交換する生涯学習の場を提供します。	保健福祉局 障害福祉課
	障害者社会適応等訓練事業	<p>ストマ用装具の装着者の社会復帰を促進するため、装具の使用等について正しい知識を深めるとともに、社会生活に必要な基本的事項について相談に応じます。</p> <p>また、疾病等により咽頭を摘出し音声機能を喪失した者の社会復帰の促進を図るため、食道発声訓練、人工喉頭による発声訓練等の訓練を行うとともに、発声訓練指導者を養成する講習会を開催し、発声法の理論や指導実習方法について指導します。</p>	保健福祉局 障害福祉課
	機能回復訓練事業	言語聴覚障害のある人の障害を軽減し、在宅生活を支え、自立と社会参加を促進するために、言語聴覚訓練、社会参加適応訓練、専門的な情報の提供等のコミュニケーション支援を行うとともに、難病の人等のコミュニケーション障害に対して機器の相談、適合等の支援を行います。	保健福祉局 障害福祉センター

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
本掲	精神科緊急・救急医療体制整備事業	福岡県、福岡市、北九州市が共同で福岡県精神科救急医療システムを運営し、緊急かつ救急の患者へ病院を紹介する等、夜間・休日における精神科緊急・救急医療体制の整備及び適切な医療の確保を行います。	保健福祉局 障害福祉課
本掲	重度障害者タクシー乗車運賃助成事業	市内に住所を有し、かつ、市民税非課税世帯で、下記の①～③に該当する方(施設入所者は除く)に対し、タクシーの初乗運賃相当額を月4回(年間48回)まで助成します。 ① 身体障害者手帳が1級又は2級の人 (視覚障害、内部機能障害、肢体不自由の下肢・体幹・移動機能障害) ② 療育手帳がAの人 ③ 精神障害者保健福祉手帳が1級の人	保健福祉局 障害福祉課
	地域リハビリテーション支援体制の確立	高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で、安全にいきいきとした生活を送ることができるよう、本市の優れたリハビリテーション資源を活かし、医療機関相互の連携を強化するとともに、人材育成を図るなど、地域リハビリテーション支援体制の確立に取り組みます。	保健福祉局 障害福祉センター 地域医療課
	かかりつけ医の普及・啓発	身近な地域で、日常的な診療、健康相談や保健指導を行うとともに、必要に応じて、適切な医療機関や専門医を紹介してくれる「かかりつけ医」の普及・啓発を図ります。	保健福祉局 地域医療課
	かかりつけ歯科医の普及・啓発	身近な地域で、日常的な歯科診療、健康相談や保健指導を行うとともに、必要に応じて、適切な歯科医療機関や専門医を紹介してくれる「かかりつけ歯科医」の普及・啓発を図ります。	保健福祉局 健康推進課
	かかりつけ薬剤師等啓発事業	市民を対象に、かかりつけ薬局や薬剤師をもつことのメリットや医薬分業、医薬品や健康食品の適正使用、後発医薬品などについて周知するため「くすりのセミナー」を実施します。	保健福祉局 医務薬務課
	各種健診	糖尿病等の生活習慣病やがんの予防や早期発見を推進するために、特定健診や各種がん検診、歯周疾患検診等を実施するとともに、健康診査の重要性の普及啓発に取組み、受診の促進を図ります。	保健福祉局 健康推進課
本掲	障害者スポーツ振興事業	スポーツを通じて障害のある人の体力の維持、増進、機能回復等の向上を図るとともに、社会参加の促進を図るため、北九州市障害者スポーツ大会の開催、全国障害者スポーツ大会への北九州市選手団の派遣、各種スポーツ大会の派遣補助及び大会開催補助、巡回水泳教室などを行います。	保健福祉局 障害福祉課

【3-e】 精神障害のある人への地域生活の支援

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
	精神障害者就労支援施設等通所者交通費助成	<p>精神障害のある人が施設や小規模共同作業所等へ通所する際にかかる交通機関利用時の運賃について、その実支出額(または定期券額)の半額を助成します。</p> <p>また、就労支援施設等通所者の社会参加を促進させるため、事業の充実について検討します。</p>	保健福祉局 障害福祉課
再掲	自立支援医療(更生医療、精神通院医療)	<p>身体障害のある人の身体上の障害を軽減、除去し、日常生活能力等の向上を図るため、指定する医療機関において受けた必要な手術や治療などの医療費等を助成します(更生医療)。</p> <p>また、精神障害のある人に対して、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状の者に対して、指定する医療機関において受診した医療費等を助成する(精神通院医療)。</p>	保健福祉局 障害福祉課
	精神障害者保健福祉対策事業	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき下記事業を実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 措置入院者医療費等公費負担事業 2. 精神医療審査会や精神科病院実地指導等による精神科医療適正化事業 3. 精神保健福祉審議会の運営 4. 精神保健福祉相談等事業 	保健福祉局 障害福祉課
再掲	精神科緊急・救急医療体制整備事業	<p>福岡県、福岡市、北九州市が共同で福岡県精神科救急医療システムを運営し、緊急かつ救急の患者へ病院を紹介する等、夜間・休日における精神科緊急・救急医療体制の整備及び適切な医療の確保を行います。</p>	保健福祉局 障害福祉課
再掲	精神保健福祉に関する教育研修	<p>精神障害者支援の質の向上を図るとともに、地域における支援のネットワークの構築を図るため、社会復帰施設をはじめ、小規模共同作業所、病院など地域における支援者及び精神保健福祉業務に関わる行政職員を対象に、精神障害についての知識や対応方法などの研修を行います。</p>	保健福祉局 精神保健福祉センター

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
本掲	障害者地域活動センターにおける障害者地域啓発事業	あらゆる障害のある人が、地域で安心して暮らすことが当たり前の社会を実現するため、障害者地域活動センターを拠点に啓発活動を実施します。 平成25年度まで戸畑障害者地域活動センターで実施し、以降の取り組みを再検討します。	保健福祉局 精神保健福祉センター
本掲	精神障害に関する啓発活動	市民に広く精神障害についての知識・情報を普及・啓発するために、精神保健福祉に関するパンフレット等を作成するとともに、フォーラムなどの啓発イベント等を開催します。	保健福祉局 精神保健福祉センター 障害福祉課
	薬物乱用対策事業	薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族に対する相談・支援体制の充実を図るとともに、多方面にわたる関係者との連携及び支援者の育成(研修開催)等により、再乱用防止を推進し、薬物依存・中毒者及びその家族が地域で安心して生活できるよう支援を行います。	保健福祉局 精神保健福祉センター
	【新規】自殺対策事業	全国の自殺者が年間3万人を超える中、現下の経済・雇用情勢では、さらなる自殺者の増加が危惧されることから、地域における自殺対策を推進するため、自殺対策基本法に基づき、市民に対し自殺対策について啓発を図るとともに、うつ病に関する知識の普及、メンタルヘルスケアに関する取り組み等を行います。 また、市役所内外の関係部局・機関との連携等により、自殺対策の推進体制の強化を図るほか、自殺予防に必要な人材(ゲートキーパー)を育成します。	保健福祉局 精神保健福祉センター
	【新規】ひきこもり地域支援センター事業	「ひきこもり」の問題を抱えた当事者や家族を支援するための相談支援の場、居場所作り、「ひきこもり」に関する情報発信の拠点、関係機関の連携の拠点として、ひきこもり地域支援センターを設置します。	保健福祉局 障害福祉課

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
	【新規】夜間・休日精神医療相談事業	夜間・休日の精神疾患急変時等に相談できる窓口を設置し、精神障害のある人や家族等の不安軽減のための相談や、必要に応じて適切に医療等につなげる体制を整備します。	保健福祉局 障害福祉課

【3 - f】 触法障害者への支援

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
	触法障害者支援事業	<p>障害のある人で犯罪を起こした人(触法障害者)は、刑務所等を出所しても、帰る場所や相談する家族もなく、また、生計を立てる手段も助けを求める術も分からず、窃盗などの犯罪を繰り返したり、ホームレスになったりする現状があることから、NPO法人や福岡県と協力して、療育手帳の取得、施設入所、金銭管理などの日常生活訓練を行います。</p>	保健福祉局 障害福祉課

施策の方向性：4 発達障害者等に対する取り組み

【4-a】 発達障害のある人、難病の人等に対する支援

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
再掲	【新規】 発達障害児者支援 機関ネットワークの 構築	発達障害のある人に対し、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援を行うため、それぞれのライフステージごとに異なった部署で行われている施策全体の調整を行う「(仮称)発達障害児者支援機関連絡調整会議」を定期的に関催し、情報の共有化や関係機関の連携強化を図ります。	保健福祉局 障害福祉課
再掲	【拡充】 発達障害者総合支 援事業	発達障害者支援センター「つばさ」が中心となり、街頭啓発や研修・セミナーの実施、パンフレット及びリーフレットの配布やライフステージごとの各種相談、困難事例の対応策を検討する「処遇検討会」や発達障害の今後のあり方などを検討する「支援体制整備検討委員会」の開催、高等教育機関の学生受入態勢構築の検討などを行います。 また、「発達障害シンポジウム」の開催や、全てのライフステージにおける一貫した支援を目的に、発達障害のある人の成長の記録や日常生活の状況を記録できる「発達障害者のためのサポートファイル」の周知・活用などを行います。	保健福祉局 障害福祉課
	【拡充】 医療機関等啓発事 業	発達障害のある人が病気になって医療機関を受診した際に、発達障害に対する認識不足からスムーズな診療行為が困難になる場合があることから、幅広い医療従事者に対し研修を実施するとともに、発達障害の特徴や対応について記載した医療機関向けのリーフレットを作成します。 また、警察等に対して、発達障害に対する理解を深める研修の実施を検討します。	保健福祉局 障害福祉課
	【拡充】 ソーシャルクラブの 実施	就労に結びつかない発達障害のある人たちに対し、社会的常識や人とうまく係っていくための方法を学ばせるため、少人数のグループ活動によるソーシャルスキルトレーニングを定期的実施し、就労に対する能力開発を支援します。	保健福祉局 障害福祉課
	【新規】 発達障害支援者 リーダー養成研修	近年、発達障害の療育・教育方法にはめざましい進展が見られ、それらの技術を習得することは支援者にも困難な状況です。 このような状況を踏まえ、本市における各分野のリーダー(医者、発達障害関係職員、保護者、教師、保育士、保健士等)を発達障害の専門機関である国立機関等に派遣し、そこで得た最新の療育・教育方法を市内の支援者に周知します。	保健福祉局 障害福祉課
再掲	【拡充】障害者(児) ホームヘルプサー ビルアップ研修事業	障害のある人に在宅介護サービスを提供するホームヘルパー(有資格者)を対象に、各種障害特性に応じた講義や実技・演習などの研修を実施し、適切な支援の確保とサービスの質の向上を図ります。	保健福祉局 障害福祉課
本掲	【新規】発達障害者 ボランティア等育成 事業	発達障害のある人をはじめ、障害のある人全般の余暇に関し、美術・音楽やスポーツ、レクリエーションを行う団体・グループに対するサポーター等の人材育成や、ネットワークの構築などの支援を行います。	保健福祉局 障害福祉課

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
	【拡充】 発達障害児(者)民間活動支援事業	<p>家族会等が実施する啓発活動や相談支援、余暇活動等に対し事業費の一部を補助します。</p> <p>社会的に発達障害への関心が高まる中、家族会を通じた社会への啓発活動や、家族同士が子どもとの関わり方や悩みを気軽に情報交換できる場の存在の重要性はますます増えています。</p> <p>また、家族会が行うスポーツ大会や文化活動を通じ、本人の訓練はもとより、家族の休息やボランティアの育成等にも大きな効果をあげており、今後とも連携を図ります。</p>	保健福祉局 障害福祉課
	【新規】 ペアレントメンターの養成	<p>発達障害などの発達が気になる子どもを持つ親は、周囲からの孤立感や将来の不安などを悩んでいることが多く、親支援が必要とされています。</p> <p>このため発達障害のある子どもを育ててきた同じ立場の親が、診断を受けたばかりの子どもとの親やさまざまな子育ての疑問を持つ親に対して相談や情報提供などを行うペアレントメンターを養成し、発達障害のある子どもの子育てに悩む親たちの精神的な支えとなったり、適切な機関へつないだりする活動を行います。</p>	保健福祉局 障害福祉課
	【新規】 障害者暮らしの相談ダイヤル 「(仮称)障害者ほっ！とダイヤル」の設置	<p>(仮称)障害者総合相談支援センターにおいて、障害のある人や家族からの生活全般の相談を24時間受け付け、その周知を図るため、障害者団体等を通じた情報提供を積極的に行います。</p>	保健福祉局 障害福祉課
本掲	【新規】 発達障害者等職場定着困難者支援事業	<p>発達障害のある人など特に職場定着が困難な障害のある人を支援するため、障害者しごとサポートセンターの体制強化などを行います。</p>	保健福祉局 障害福祉課
	【新規】 発達障害啓発事業	<p>発達障害は外見から障害の有無を判断することが難しく、周囲から理解されにくい。このため、市民に正しい情報を伝え、理解を広めるため、「発達障害とは何か」「どう接すれば良いのか」といった基本的なことについて啓発を行います。</p> <p>また、子育てに関するさまざまなサービスや施設などの具体的な情報をまとめた「北九州市こそだて情報」への掲載を行います。</p>	保健福祉局 障害福祉課
	【拡充】 乳幼児健診における問診項目の見直し	<p>乳幼児健診等における発達障害の早期発見のため、受診票の問診項目の見直しを行います。</p>	子ども家庭局 子育て支援課
再掲	乳幼児発達相談指導事業 (わいわい子育て相談)	<p>発達障害を早期に発見し、乳幼児の健全な発達を支援するため、心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士・保健師等がチームで相談に応じ、保護者の育児不安に対応します。</p> <p>また、専門職による継続支援が必要な親子を対象に、遊びを通して支援する「親子遊び教室」を実施します。</p>	子ども家庭局 子育て支援課

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
	親子通園事業	直営保育所に親子通園クラスを設置し、発達の気になる子どもを保護者とともに受け入れ、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続した支援を行います。また、直営保育所と保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携しながら、児童の保育所、幼稚園などへの移行を支援します。	子ども家庭局 保育課
再掲	特別支援教育相談センターにおける相談事業	<p>特別な支援が必要な幼児児童生徒や、その保護者、学校等への専門的な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○巡回相談 <ul style="list-style-type: none"> ・学校等を訪問し、個別の教育支援計画の作成等について教職員に助言 ・必要に応じて医療関係者等の専門家チームと連携 ○就学相談 <ul style="list-style-type: none"> ・障害の状態等を総合的に理解し、就学について保護者と相談 ○教育相談 <ul style="list-style-type: none"> ・障害の理解や学校生活等での支援について保護者や教職員と相談 	教育委員会 特別支援教育課
再掲	特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備	<p>学校・園、特別支援教育相談センターでは、それぞれの機能を活かし、全市的な相談支援体制をつくります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園、小・中学校等は、校内支援体制(特別支援教育コーディネーターの指名、校内委員会の設置)を整備し、障害のある幼児児童生徒に適切な指導や必要な支援を行います。 ○特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンターとして、関係機関と連携し、保育所・幼稚園、小・中学校等への支援を行います。 ○特別支援教育相談センターは、市内の相談支援機能や関係機関との連携を統括し、より専門的な支援を行います。 ○特別支援学校・北九州中央高等学園のセンター的機能における高等学校等への相談支援を行います。 	教育委員会 特別支援教育課
	教職員の専門性の向上	<p>教職員の特別支援教育にかかわる専門性や指導力の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育コーディネーター養成研修(中級・上級) ○ソーシャルスキルトレーニング事業 ○教育センター研修 	教育委員会 特別支援教育課
	特別支援教育を推進する人の配置	<p>障害のある幼児児童生徒の適切な指導・支援の充実を図るため、特別支援教育支援員の配置や外部人材の活用を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育支援員 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育補助(市費嘱託講師) ・特別支援教育ヘルパー(スクールヘルパー) ・特別支援教育介助員(嘱託職員) ・特別支援学級補助(市費嘱託講師) ○学生ボランティア ○医療・労働などの専門家 	教育委員会 特別支援教育課

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
再掲	特別支援学校のセンター的機能の整備	<p>拠点となる特別支援学校に、(仮称)特別支援相談室を置き、他の特別支援学校や関係機関と連携しながら、地域の小・中学校等への助言援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育所・幼稚園、小・中学校等への支援 ○公開講座の開催 ○教育相談 ○関係機関との連携 	教育委員会 特別支援教育課
再掲	保育所・幼稚園等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化	保育所・幼稚園等と小学校・特別支援学校が、特別な支援が必要な児童についてのケース会議を持ち、就学に向けた入学児童の一人ひとりの引き継ぎ資料等を作成するなど、入学時の連絡体制・情報共有機能を強化します。	教育委員会 特別支援教育課 企画課
	【拡充】難病団体補助事業	難病対策施策の充実を図るため、難病団体連絡会に加盟している各難病団体が実施する難病患者等の日常生活支援を目的とした医療講演会や医療相談会の経費の補助を行います。	保健福祉局 障害福祉課
再掲	【拡充】ピアカウンセリング事業	同じ障害や問題を抱える障害のある人が、仲間の立場から日常的に相談受けることにより、精神的なサポート等を行います。 現在、身体障害、聴覚障害、精神障害、薬物依存の4団体に委託しています。	保健福祉局 障害福祉課
	難病患者等支援事業	難病患者の自立と社会参加を推進するため、筋萎縮性側索硬化症(ALS)、関節リウマチなどの難病患者に対して、ホームヘルパーの派遣や日常生活用具の給付などを行います。	保健福祉局 障害福祉課
	高次脳機能障害支援ネットワーク体制整備事業	高次脳機能障害のある人の社会復帰促進を図るため、相談支援を行います。 また、福岡県が主体となり配置している支援コーディネーターを中心に、関係機関と連携しながら、相談内容に応じた支援の検討や、受入れ事業所等への研修会を開催します。	保健福祉局 障害福祉課